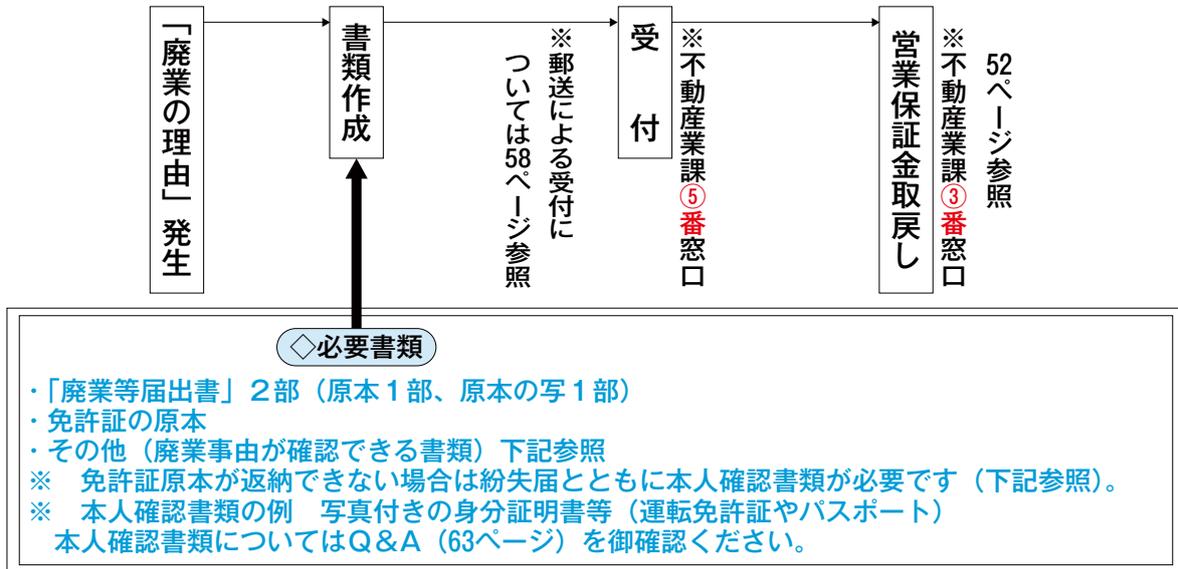


7 廃業等届出書の作成

「廃業等届出書」の作成、記入要領等

下記の「廃業の理由」に該当することとなった場合、届出人はその日から（個人業者が死亡した場合は、相続人がその事実を知った日から）**30日以内**に、免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出ることが必要です（業法第11条）。



【法人業者】

会社の商号、代表取締役又は事務所の所在地の**変更が発生している**場合は、経緯の分かる**履歴事項全部証明書**を添付すること。

廃業の理由	届出人	添付書類（各原本1部） （発行日から3か月以内のもの）	本人確認書類 （免許証原本が返納できない場合）
合併による消滅	代表する役員であった者	消滅した会社の閉鎖事項全部証明書（消滅日が載ったもの）	[届出本人が来庁] 本人確認書類の写しの添付
破産	破産管財人	破産管財人の証明書 （破産開始手続日時が載ったもの。） （裁判所が発行する。）	
解散	清算人	履歴事項全部証明書 （解散日が載ったもの）	[本人以外が来庁] 届出人の本人確認書類の写しの添付と委任状及び来庁者の本人確認書類の提示
廃止 ※	代表者	なし（ただし、外国法人の場合には履歴事項全部証明書）	

※ 廃止とは、法人は存続するが、宅建業はやめる場合です。

【個人業者】

廃業の理由	届出人	添付書類（各原本1部） （発行日から3か月以内のもの）	本人確認書類 （免許証原本が返納できない場合）
死亡	相続人	戸籍謄本（死亡及び相続（配偶者・親子関係）が載ったもの）	[届出本人が来庁] 本人確認書類の写しの添付
廃止	宅地建物取引業者であった者		
			[本人以外が来庁] 届出人の本人確認書類の写しの添付と委任状及び来庁者の本人確認書類の提示

〈取引士の「勤務先」等の変更届出について〉

廃業届を提出した業者の取引士になっていた方は、変更登録申請を取引士**資格登録**をしている都道府県知事に届け出てください（7ページ参照）。

